

阪和記念病院 医療安全業務指針

(医療安全管理室および医療安全管理者の業務指針)

1. 医療安全管理委員会で決定された方針に基づき、院内の医療安全を推進し、安全な医療の提供に資するため医療安全管理室を設置し、医療安全管理者を配置する
2. 医療安全管理室は、院長と医療安全管理者が兼任とする
医療安全管理委員会委員長、副委員長、看護部医療安全責任者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者、臨床検査課長、放射線部課長、リハビリテーション課長、栄養部課長、社会福祉士、事務長、事務部等を含む職員で構成される
3. 医療安全管理室の所掌業務は以下のとおりとする
 - 1) 委員会で用いられる資料及び議事録の保管管理（事務部担当者）
 - 2) 医療安全活動に関すること
4. 医療安全に関する現場の情報収集、職場巡視等により以下を実施する
 - 1) マニュアルの見直し・改訂
 - 2) インシデント収集、集計、保管、分析、改善策の提案、指導、評価および、職場へのフィードバック等
 - 3) 医療安全に関する最新情報の把握と職員への周知
 - 4) 医療安全に関する職員への啓発・教育活動の企画・運営、広報
 - 5) 院内の医療安全に関する連絡・調整
 - 6) 医療安全対策をより実効性のあるものにするため安全対策の取り組みの評価を行うカンファレンスを週1回程度行う
 - 7) 医療安全カンファレンスでの検討事項・決定事項は医療安全管理委員会で報告し、院内周知する
 - 8) 死亡時スクリーニングシートの回収、分析
5. 医療安全対策を推進するため、以下を実施する
 - 1) 医療安全管理室に作業部会を設け医療安全管理室の業務の一部を行うことができる
6. 医療安全管理者の配置に関して、以下に定める
 - 1) 医療安全管理者は医療安全に関する十分な知識を有する者とする
 - 2) 医療安全管理者は医療安全管理室長、各部署責任者と連携・協同の上、医療安全管理室の業務を行う
 - 3) 医療安全管理者は医療安全管理室の業務のうち、以下の業務について主要な役割を担う
 - ① 医療安全管理室の業務に関する企画立案及び評価に関すること
 - ② 施設における職員の安全管理に関する意識の向上及び指導に関すること
 - ③ 医療事故の発生した場合、医療事故の状況把握に努めること
 - 4) 定期的に院内を巡回し、各部門における医療安全対策の状況を把握分析し、医療安全の確保のために必要な医療安全対策を推進する
 - 5) 患者サポート相談室Kの担当者と密接な連携を図り、医療安全対策に係わる患者、家族の相談に適切に応じる体制を支援する